

令和8年

交通安全運動福島県推進要綱

年間スローガン

～ ゆずりあい 人も車も いい笑顔 ～



福 島 県

福島県交通対策協議会

目 次

【令和8年交通安全運動福島県推進要綱】

| | | |
|---------------------|-------|---|
| ◇ 令和8年交通安全運動福島県推進要綱 | ・・・・・ | 1 |
|---------------------|-------|---|

【交通安全対策関係要綱等】

| | | |
|------------------------|-------|-----|
| ◇ 交通死亡事故多発警報発令要綱 | ・・・・・ | 1 3 |
| ◇ 市町村別交通事故防止コンクール実施要綱 | ・・・・・ | 1 9 |
| ◇ 「交通事故ゼロ・歩行者優先の日」実施要綱 | ・・・・・ | 2 2 |
| ◇ 「シルバー交通安全の日」推進要綱 | ・・・・・ | 2 4 |
| ◇ 「交通安全は家庭から」推進要綱 | ・・・・・ | 2 8 |
| ◇ 福島県交通安全家庭のちかい | ・・・・・ | 3 1 |

【福島県交通対策協議会規約及び関係要綱】

| | | |
|-------------------------------|-------|-----|
| ◇ 福島県交通対策協議会規約 | ・・・・・ | 3 2 |
| ◇ 「シートベルト・チャイルドシート着用推進会議」運営要綱 | ・ | 3 9 |
| ◇ 福島県交通対策協議会踏切等安全対策部会運営要綱 | ・・・ | 4 2 |

【交通安全関係資料】

| | | |
|------------------|-------|-----|
| ◇ 1 交通事故相談 | ・・・・・ | 4 8 |
| ◇ 2 交通事故被害者等救済制度 | ・・・・・ | 4 9 |

令和8年交通安全運動福島県推進要綱

1 目的

この運動は、「人優先」の交通安全思想を基本に、地域における県民等が自主的に連携・協力するネットワークを構築し、交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策に取り組むことにより、県民一人一人が相互理解と思いやりの気持ちを持つとともに、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を持ち、交通事故のない、安全で安心な福島県の実現に寄与することを目的とする。

2 推進期間

令和8年1月1日から12月31日までの1年間

3 年間スローガン

「 ゆずりあい 人も車も いい笑顔 」

4 年間重点事項

- ◎ 特別重点事項「交通死亡事故の抑止」
 - (1) 高齢者の交通事故防止
 - (2) こどもの交通事故防止
 - (3) 道路横断中の交通事故防止
 - (4) 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
 - (5) 自転車利用時の交通ルール遵守による交通事故防止とヘルメットの着用
 - (6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (7) 交差点・カーブ等における交通事故防止
 - (8) ゆずりあい運転の実践

5 年間重点事項の推進方法

別紙1のとおり

6 主唱

福島県、福島県交通対策協議会

7 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

8 東日本大震災に関する対応

- (1) 避難者を受け入れている市町村は、関係機関・団体と連携し、避難者の交通事故防止に努める。
- (2) 被災市町村及び団体等は、避難先においても、交通安全活動を実施するとともに、交通関係団体の組織の再構築・存続に努める。

9 運動の種類等

(1) 年間運動

| 運動の名称 | 運動期間 | 目的・実施方法など |
|--------------|------|-----------|
| 交通安全マナーアップ運動 | 1年間 | 別紙2のとおり |

(2) 各季の運動

| 運動の名称 | 運動期間 | 目的・実施方法など |
|---------------------|------------------|------------------------|
| 春の全国交通安全運動 | 4月6日～15日の10日間 | 国の交通対策本部が決定した運動の重点による。 |
| 夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動 | 7月16日～25日の10日間 | 県交対協幹事会で決定する。 |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日～30日の10日間 | 国の交通対策本部が決定した運動の重点による。 |
| 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動 | 12月10日～1月7日の29日間 | 県交対協幹事会で決定する。 |

(3) 期間を定めて行う運動

| 運動の名称 | 運動期間 | 目的・実施方法など |
|------------------------|------------------------|--|
| 自転車安全利用強化月間 (自転車月間) | 5月1日～31日（31日間） | 自転車利用者に対する交通ルール遵守意識の高揚を図る。 |
| シートベルト・チャイルドシート着用強化月間 | 6月1日～30日（30日間） | シートベルト・チャイルドシートの着用率100%を目指す。 |
| PM4(ピーエム・フォー)ライトオン運動 | 11月1日～2月28日 (120日間) | 運転者の午後4時からのライト早め点灯、対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）の使用の実践・推進 |

(4) 日を定めて行う運動

| 運動の名称 | 運動期間 | 目的・実施方法など |
|----------------|-----------------|---|
| 交通事故ゼロ・歩行者優先の日 | 毎月1日 | ・こどもや高齢者等に対する思いやり運転の実践 ・ノーマイカーデーへの参加協力 |
| シルバー交通安全の日 | 毎月15日 | 家庭訪問、街頭指導、高齢者交通安全教育などの実施 |
| 踏切事故防止の日 | 毎月23日 | ・踏切事故防止のための指導 ・広報活動の推進 ・安全点検などの推進 |
| 交通安全話し合いの日 | 毎月第3日曜日 | ・交通安全に関する話し合いの推進 ・交通安全家庭のちかいの推進 |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 国の交通対策本部の決定による。 | 国の交通対策本部の決定による。 |

別紙1

年間重点事項の推進方法

◎ 特別重点事項「交通死亡事故の抑止」

県内の交通死亡事故は減少傾向にあるものの、令和7年は、県内において集中的に交通死亡事故が発生し、交通死亡事故多発全県警報、交通死亡事故多発注意報を発令した。

令和8年は交通死亡事故の更なる減少を目指すため、昨年に引き続き「交通死亡事故の抑止」を特別重点項目として、年間を通じて交通安全運動に取り組むこととする。
(参考)

1月22日から1月27日までの6日間に、県内において4件の交通死亡事故が発生したことから、県内全域に交通死亡事故多発注意報を発令した。(同日、5件目の交通死亡事故が発生したことから、交通死亡事故多発全県警報を発令)

9月27日から10月3日までの7日間に、県内において4件の交通死亡事故が発生したことから、県内全域に交通死亡事故多発注意報を発令した。

11月14日から11月17日までの4日間に、県内において4件の交通死亡事故が発生したことから、県内全域に交通死亡事故多発注意報を発令した。

(1) 高齢者の交通事故防止

交通事故死者に占める高齢者の割合が依然として高い状況にあることを踏まえ、高齢者及び一般運転者への交通安全意識の浸透を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全を呼びかけるなど、きめ細かな交通安全活動の推進を図る。

ア 高齢歩行者等対策

(ア) 交通事故の実態に応じた街頭指導・個別訪問指導、参加・体験・実践型の交通安全教室などの開催を推進し、高齢者自身が、目立つ色の服装、夜光反射材用品の着用や近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることとし、その際は手をあげるなどして運転手に対して横断する意思を明確に伝える等、加齢に伴って生じる身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化等）を踏まえた「自分の安全は自分で守る」という安全意識の浸透を図る。

(イ) 高齢者に対する交通安全指導者を各地域に養成し、老人クラブ活動などあらゆる機会をとらえた実践的で身近な交通安全教育活動を推進する。また、高齢者自身が交通安全ボランティア活動のリーダーとして、高齢者間の相互啓発を行い、安全意識の高揚を図る。

(ウ) 毎月15日の「シルバー交通安全の日」に合わせ、広報・啓発活動を実施する。

(エ) 家庭や地域においては、高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ますよう促し、夕暮れ時や夜間に外出する際は、交通事故に遭わないよう一声かけたり、運転者から発見されやすいよう明るい目立つ色の服装及び、夜光反射材用品や懐中電灯等（以下、「夜光反射材用品等」という。）の活用を呼びかけるなど、安全意識の高揚を図る。

(オ) 高齢者が自転車を利用する際は、交通ルールの遵守やヘルメットの着用を呼びかけるほか、高齢者を対象とした自転車シミュレータやスタントマンが交通事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、自転車の安全利用を図る。

(カ) 認知症り患者等交通事故に関与するおそれのある高齢者について、地域包括

支援センター等福祉機関や関係機関・団体と情報共有を図るとともに、高齢者福祉施設については、適正な施設の管理や所在不明高齢者の早期通報を呼びかけ、交通事故防止を図る。

イ 高齢運転者対策

- (ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど) 等を踏まえ、交通事故の防止・被害軽減に役立つ「衝突被害軽減ブレーキ」、「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」などの安全装置を搭載した安全運転サポート車を活用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催するほか、既存の所有車への後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置について周知するなど、その普及啓発を図る。
- (イ) 高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室などにより、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるとともに、能力に応じたゆとりのある運転を実践できるよう呼びかける。
- (ウ) 運転に少しでも不安を感じるようになったり、自信がなくなったという高齢運転者には、家族などと運転免許証の自主返納について話し合う機会を設けるよう働きかけるほか、地元企業等の協力を得ながら、運転免許証自主返納者支援事業「運転卒業サポート」を活性化させるなど、運転免許証を返納しやすい環境整備に努める。
- (エ) 安全運転相談窓口 #8080 (シャープハレバレ) の周知を図る。

ウ 一般運転者対策

- (ア) 高齢者の行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、高齢歩行者、電動車いすの利用者、自転車利用者を保護するため、生活道路等では速度を控えめにするなど、思いやりとゆずりあい運転の実践を呼びかける。
特に、横断歩道付近で高齢歩行者等を見かけたら速度を落とし、横断しようとする高齢歩行者等がいれば、その通行を妨げないよう必ず一時停止して、歩行者の保護の徹底を図る。
- (イ) 夕暮れ時や夜間における高齢者の道路横断中の事故が多発していることから、横断者を早く発見するため、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）使用の定着を図る。
- (ウ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けた車両や高齢運転者を見かけたら、思いやり運転に心がけ、車間距離をとり、急な進路変更等を慎むよう呼びかける。

(2) こどもの交通事故防止

こどもに交通ルールを守る規範意識や他者への思いやりなどを身に付けさせ、健全な交通社会の構築に向け将来を見据えた交通安全教育を推進する。

幼児・児童・生徒の自転車乗用時における乗車用ヘルメットの着用と、幼児を幼児用補助いすに乗せる場合のヘルメット及びシートベルト着用等の安全利用の促進を図る。

ア こどもの交通安全教育

- (ア) 家庭においては、交通事故に遭わないようこどもに注意を促すとともに、一緒に外出する際、道路の安全な通行方法を指導するなど、的確な判断と安全な行動ができるこどもを育成する。

- (イ) 大人自身が規範意識を確立し、子どもの手本となるよう正しい交通ルール・マナーを実践するよう呼びかける。
- (ウ) 学校においては、家庭・地域及び関係機関・団体と連携を図りながら、日常の教育活動のあらゆる場面において、交通安全教育を計画的・継続的に行う。
特に、飛び出しや自転車事故（加害事故の防止を含む。）など、子どもの交通事故の特徴に対応した実践的な交通安全教育の推進を図る。

イ 子どもの誘導・保護活動の推進

- (ア) 地域においては、ボランティア団体等との連携を図り、交通教室や街頭指導活動を積極的に推進し、交通ルールとマナーに従った安全行動を実践させる。
特に、子ども・父母・祖父母等世代間交流により、各世代が交通安全について、互いに注意を呼びかける場を設けるなど、効果的な交通安全教育及び普及啓発活動の推進に努める。
- (イ) 運転者に対し、子どもの行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、生活道路等における減速運転など、思いやりとゆずりあい運転を実践させる。
特に、横断歩道等の付近で子どもを見かけたら、急な飛び出しなどに注意し、速度を落とし、横断歩道等を横断しようとする子どもを見かけたら、通行を妨げないよう必ず一時停止をして、歩行者等保護の徹底を図る。

ウ 通学路等における安全環境整備の推進

子どもの通行の安全を確保するため、関係者を交えて、危険箇所の把握及び周知を図り、通学路・通園路の整備を推進する。

(3) 道路横断中の交通事故防止

令和7年の本県における信号機のない横断歩道において横断しようとする歩行者がいた場合の自動車の一時停止率は、74.5パーセントと令和6年の68.8パーセントより上昇したもの、依然として4台に1台の自動車が一時停止をしていない。横断歩道を横断する歩行者がいれば、必ず一時停止しなければならないことはマナーではなくルールであることを周知徹底し、道路横断中の交通事故防止を図る。

ア 運転者対策

自動車運転者は、横断歩道の付近で歩行者を見かけたら速度を落とし、横断歩道を横断しようとする歩行者がいれば、通行を妨げないよう必ず一時停止をして、歩行者等の保護の徹底を図る。

また、夕暮れ時や夜間は、道路横断中の歩行者等を早めに発見するため、早めにライトを点灯するとともに、対向車や先行車がいないときの上向きライト（ハイビーム）の使用により、横断歩行者等被害の交通事故防止を図る。

イ 歩行者等対策

歩行者は、道路を横断する際、横断歩道が無い場所では車の通過を「待って」、横断歩道はあるけれど信号機がない場所では手を上げて意思表示し車を「止めて」、横断歩道と信号機がある場所では、青でも安全を「確認」する、横断事故防止の3段活用を実践するよう呼びかける。

ウ 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板、SNS等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、横断歩道等における一時停止など交通ルールの遵

守と歩行者等保護の徹底を図る。

(4) 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など、悪質・危険な運転によって重大な交通事故が引き起こされている現状を踏まえ、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じた指導活動を推進するとともに、運転者としての責任を自覚させ、常に安全運転を実践するよう指導を強化する。

ア 運転者対策

- (ア) 自動車運転者は、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転が重大な犯罪であり、重大事故を引き起こしていること、また、悪質・危険な運転に対する社会からの批判が大きいことを十分認識するとともに、運転者としての責任を自覚し、安全運転を実践する。
- (イ) 家庭においては、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転が重大な犯罪であり、重大事故を引き起こしていることや、運転免許取得又は更新時に一定の病気等の症状に関することは正しく申告するなど、運転者としての社会的責任等について話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。
- (ウ) 事業所等においては、安全運転管理者選任事業者において、アルコール検知器を使用した従業員の運転前後のアルコールチェックが義務付けられていることから、確実な実施による飲酒運転の根絶を推進する。

イ 安全教育の推進

- (ア) 地域、職場においては地域ぐるみ、職場を挙げて、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転及びそれらを助長する行為の根絶を訴える。また、セーフティチャレンジ事業等への参加を通じ、運転者としての責任を自覚させ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するよう安全指導を推進する。
- (イ) 高速道路における交通事故は重大な事故となる危険性が高いことを十分認識し、特に安全な運転を心がけるよう指導する。
- (ウ) 運転中は携帯電話の操作や画面の注視をしないなど、安全な使用方法について指導する。また、運転中にカーナビの操作やテレビの視聴を行わないよう指導する。

ウ 交通環境の安全と平穏の確保

- (ア) 地域においては、速度超過などの悪質・危険な運転や爆音走行などの暴走行為を許さない環境づくりに努める。
- (イ) 事業者等は、暴走行為を助長する自動車部品の販売自粛、車両の不正改造の拒否、不法改造車への給油拒否に努める。

エ 飲酒に伴う交通事故防止対策

- (ア) 飲酒を伴う会合などでひどく酒に酔った人がいる場合は、その人を確実に家まで送り届けるなど、路上寝込みによる交通事故の防止を図る。
- (イ) ひどく酒に酔ったことなどにより路上で寝んでいる人を見かけた際は、速やかな110番通報を呼びかける。

(5) 自転車利用時の交通ルール遵守による交通事故防止とヘルメットの着用

自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度を導入すること等を内容とする改正道路交通法が令和8年4月1日から施行されることに伴い、自転車利用者の交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの理解・向上による交通事故防止の推進を図るほか、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえ、交通事故に遭った際に致命傷となりやすい頭部を保護し、自身の命を守るヘルメットの着用を強く呼びかける。

また、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の下、関係機関団体と連携し、様々な媒体を用いた広報啓発や街頭啓発活動を通して交通安全教育、点検整備、保険加入等の基本的な事項について県民に分かりやすく周知する。

ア 自転車利用者対策

「自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールの遵守、安全な自転車の利用の他、特に、全ての自転車利用者のヘルメット着用を呼びかける。

イ 自転車の安全で適正な利用に関する指導の推進

- (ア) 学校等においては、「自転車ルールブック」等を活用し、正しい利用などについて指導するとともに、自転車シミュレータ等を活用した危険予測トレーニングを実施する。特に、高校生などの自転車通学者に対しては、ヘルメットの着用とその効果についての理解を深める啓発を実施するほか、定期点検や天候に応じた安全な利用の実際的な指導を行うとともに、街頭指導等を通じて効果的に安全利用を呼びかける。また、自転車通学の児童、生徒、学生及びその保護者に対する保険等への加入状況の確認及び保険に関する情報提供を行う。
- (イ) 職場においては、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を行い、自転車通勤者等への交通安全教育、保険加入の確認や情報提供、事業活動で利用する自転車の点検・整備や保険加入等を図る。
- (ウ) 地域においては、通学・通勤時間帯を重点に、利用者に対する交通安全指導や保護誘導活動を推進する。
- (エ) 運転免許証自主返納後の交通手段や電動アシスト自転車の普及により、高齢者が自転車を利用する機会が多くなり、事故被害のリスクも高くなることから、高齢者の自転車利用者に対するヘルメット着用を含めた指導を強化する。
- (オ) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守についての啓発を推進する。

ウ 安全で快適な自転車通行環境の整備

自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性を確保できるよう自転車通行環境の整備を推進する。

(6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故で死傷する方の中には、未だシートベルト等を着用していない方もいることから、シートベルトとチャイルドシートの着用義務と交通事故発生時の被害の防止・軽減効果について周知徹底を図り、着用率100パーセントを目指す。

ア 運転者・同乗者の対策

運転者は、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者全員に正しい着用を徹底させる。特に、幼児を乗車させる場合は、体格にあったチャイルドシートを正しく使用する。

イ シートベルトとチャイルドシート着用徹底の推進

- (ア) 家庭においては、シートベルトとチャイルドシートの着用効果・必要性について話し合い、交通安全意識の向上を図る。
- (イ) 地域・職場においては、シートベルトとチャイルドシートの着用徹底について効果的な広報活動を強力に推進するなど、あらゆる機会・媒体を通じて、地域・職場ぐるみの着用強化運動を展開する。
- (ウ) 学校等では、幼児・児童・生徒に対し、チャイルドシートとシートベルトの正しい着用について指導し、保護者に対しては着用義務について周知を図る。
- (エ) 妊娠中の方には、産婦人科医の指導に基づいたシートベルトの着用を呼びかける。

ウ 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板、SNS等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、着用の徹底を呼びかける。

(7) 交差点・カーブ等における交通事故防止

事故が多発する交差点やカーブ（交通事故危険箇所）等では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより交通事故防止を図る。

ア 運転者等対策

- (ア) 運転者は、交差点やその付近での安全確認を徹底する。特に、黄色信号の場合は原則として、車両などは停止しなければならない（イエローストップ）ことを認識し、無理な進入を避けるなど危険な運転をしないよう心がけるとともに、一時停止標識等を見落とさないよう十分注意して、出会い頭の事故防止に努める。
- また、カーブに進入する際の事前のスピードダウンとカーブの陰になった部分の危険予知を行い、安全な速度と方法で通行することを心がける。
- (イ) 家庭においては、運転者や歩行者の立場から、交差点やカーブ付近における危険性について家族全員で話し合い、無理な横断や信号無視等危険な行為はないことを確認し、実践する。
- (ウ) 交差点等での追突事故を防止するため、運転者は、十分な車間距離を保持し、脇見・漫然運転や「だろう運転」をせず、前車の状況を注視するとともに、自分の心身状態などにも注意を払い、安全運転に努める。
- (エ) 行楽期等、観光やツーリング目的の長距離ドライバーが当事者となる交通事故を防止するため、定期的に休憩をとることによる居眠り・過労運転の防止に努めほか、不慣れな道路での脇見運転の防止、速度を抑制した走行等により、交差点通過時やカーブを走行する際の安全運転を実践する。

イ 危険箇所に関する情報共有と環境の整備

- (ア) 学校においては、交差点やカーブの安全な通行方法を指導するとともに、学校周辺の事故多発交差点の所在を児童生徒や保護者等に周知させる。
- (イ) 地域、職場においては、「ヒヤリ地図」の作成などを通じて、交通事故危険箇所の所在を周知させる。
- (ウ) 交通事故危険箇所の事故発生要因及び事故防止対策について現地調査を行い、改善に向けた対策を推進する。

(8) ゆずりあい運転の実践

交差点通行時、合流時、車線変更時等の場面で他の車両に道を譲らず、トラブルや交通事故が起きていることから、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により、思いやりの気持ちを持ったゆずりあい運転の浸透を図る。

ア 運転者等対策

- (ア) 運転者は、交差点通行時、合流時、車線変更時等に他の車両に道を譲る、右左折や進路変更の際、早めに合図を出して他者に知らせるなど、相手を思いやるゆずりあい運転を実践する。
- (イ) 自転車利用者は、交差点通行時や敷地内から歩道を横切る際、手前でスピードを落とし、歩行者を思いやるゆずりあい運転を実践する。
- (ウ) こどものいる家庭においては、毎月第3日曜日の交通安全話し合いの日などにおいて、家族間で交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することの大切さについて話し合い、保護者は自らこどもの手本となるよう実践する。

イ 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板、SNS等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践による思いやりの気持ちを持ったゆずりあい運転の浸透を図る。

別紙2

交通安全マナーアップ運動

1 運動の目的

令和8年交通安全運動福島県推進要綱の趣旨に基づき、関係機関・団体が一体となって、県民全ての交通ルールの遵守を基本とした交通マナーの向上と交通事故防止対策の推進を図る。

2 運動の内容

(1) 歩行者、自転車利用者のマナーアップ運動

| 内 容 等 | 主たる推進機関・団体 |
|--|--|
| ア 家庭におけるマナー教育の推進 ・ 交通ルールを守り、安全行動を実践する。 ・ 外出するときは事故に遭わないよう注意喚起する。 ・ 夜間の外出は明るい目立つ色の服装、夜光反射材用品等を活用する。 ・ 自転車利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償責任保険等への加入について呼び掛ける。 ・ 自転車利用時の交通ルールの遵守と安全確認の徹底による交通事故防止について呼び掛ける。 | 全機関・団体、市町村 |
| イ 学校等教育の場におけるマナー教育の推進 ・ 飛び出しや自転車事故等、こどもの事故の特性に対応した交通安全教育を推進する。 ・ 自転車利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償責任保険等への加入について呼び掛ける。 ・ 自転車利用時の交通ルールの遵守と安全確認の徹底による交通事故防止について呼び掛け | 教育委員会、警察、市町村、交通安全母の会、PTA |
| ウ 街頭におけるマナー教育の推進 ・ 交通ルールとマナーに従った交通安全行動を実践する。 | 警察、市町村、交通安全協会、交通安全母の会、交通教育専門員、老人クラブ |
| エ 交通安全教室等を通じたマナー教育の推進 ・ 正しい安全な道路横断等を実践する。 ・ 「自転車安全利用五則」を遵守する。 | 県、警察、教育委員会、市町村、交通安全母の会、交通教育専門員、老人クラブ、PTAほか全機関・団体 |
| オ 高齢者のマナー教育の推進 ・ 外出する際は、用件はなるべく日中済ませ、夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や、夜光反射材用品等を活用する。 ・ 道路を横断するときは手をあげるなどして横断する意思を明確に運転者に伝えるなど、正しく安全な方法で実践する。 | 県、警察、市町村、交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブ、高齢者福祉施設等 |

(2) 運転者のマナーアップ運動

| 内 容 等 | 主たる推進機関・団体 |
|--|------------|
| <p>ア こどもや高齢者などへの思いやり運転の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもや高齢者を見かけたら、減速して十分に安全確認を行うなど慎重な運転を行い、思いやりのある運転と危険を予測した運転を心がける。 ・ 横断歩道等の付近で歩行者等を見かけたら、速度を落とし、横断歩道等を渡ろうとする歩行者等を見かけたら、通行を妨げないよう必ず一時停止をして、歩行者等保護の徹底を図る。 | 全機関・団体、市町村 |
| <p>イ シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車の際はシートベルトを正しく着用し、また、後部座席も含めた同乗者全員にシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。 | 全機関・団体、市町村 |
| <p>ウ 早めのライト点灯と対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）の使用の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、歩行者・自転車を早期に発見するため、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）を使用する。 | 全機関・団体、市町村 |
| <p>エ スピードダウン（速度抑制）の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路環境、昼夜及び天候に応じた安全な速度を心がける。 ・ 交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とす。 ・ エコドライブの実践を心がける。 | 全機関・団体、市町村 |
| <p>オ 飲酒運転や無免許運転などの根絶と飲酒が関与する交通事故の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転や無免許運転など悪質・危険な運転は絶対にしない。 ・ アルコール検知器を使用した従業員の運転前後のアルコールチェックを確実に実施する。 ・ 運転をする者には飲酒を勧めない。 ・ 車両提供や同乗行為をしない。 ・ 会合等でひどく酒に酔った人がいる場合は、責任を持って自宅まで送り届ける。 | 全機関・団体、市町村 |
| <p>カ 運転中の「ながら運転」禁止の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転中は携帯電話やカーナビを操作しない。 ・ 携帯電話やカーナビを操作するときは、安全な場所に停車してから操作する。 | 全機関・団体、市町村 |
| <p>キ 「ゆずりあい運転」の励行</p> | 全機関・団体、市町村 |

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 交差点通行時、合流時、車線変更時等においては、他の車両に道を譲るなど、相手を思いやり、ゆずりあいの精神を浸透させ、マナーの向上を図る。 | |
|---|--|

交通死亡事故多発警報発令要綱

1 目的

この要綱は、交通死亡事故が一定期間集中的に発生した場合、全県又は一定の地域を指定して交通死亡事故多発警報及び注意報（以下「警報等」という。）を発令し県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、県警察、市町村及び関係機関・団体が一体となって総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、もって交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

2 発令者

警報等は、福島県交通対策協議会長（福島県知事、以下「会長」という。）が発令する。

3 警報等の種別

警報等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 全県警報 県下全域を対象として発令する警報をいう。
- (2) 注意報 県下全域を対象として発令する注意報をいう。
- (3) 地域警報 別紙1の地域を対象として発令する警報をいう。

4 警報等の発令基準

会長は、原則として別紙2に定める基準に達した場合は、県警本部長と協議して、全県警報、注意報又は地域警報を発令する。

但し、上記基準に達した場合でも、特別の事情がある場合には、県警本部長と協議して警報等を発令しないことができる。

なお、上記基準に達しない場合でも、高齢運転者関与の重傷事故の連続発生等継続的な事故の多発、前年比での死亡事故の増加又は重大な交通事故発生等特異な現象が認められる場合は、県警本部長と協議して警報を発令することができる。

5 警報等の発令期間

- (1) 警報の発令期間は、発令の日から地域警報は7日間、全県警報は10日間とする。

但し、多発傾向が継続している場合には、おおむね3日間を限度として更に期間を延長することができる。

なお、特別の事情がある場合には、警報の発令期間を短縮することができる。

- (2) 注意報の発令期間は1日間とする。

但し、重傷事故の多発傾向が継続している場合には、おおむね3日間を限度として更に期間を延長することができる。

6 警報等の発令方法

警報等の発令は、別紙3に定める発令通報系統図により関係市町村及び関係機関・団体に文書で通知する。

7 警報等発令に伴う推進事項

- (1) 警報が発令された時は、県、県警察、市町村及び関係機関・団体は相互の連携を密にして交通事故防止に必要な対策を行うこととし、別紙4の推進事項の積極的な推進に努める。
- (2) 注意報が発令された時は、県、県警察、市町村及び関係機関・団体は相互の連携を密にして別紙4の推進事項の広報活動の推進に努める。

8 警報発令に伴う報告

別紙3に定める関係市町村及び関係機関・団体は、地域警報、全県警報に伴う実施結果を別記様式により会長に報告するものとする。

9 広範囲に及ぶ警報発令の優先

地域警報の発令中に全県警報が発令されたときは、発令中の地域警報は解除されたものとし、全県警報に切替え運用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

別紙1

地域警報の発令地域

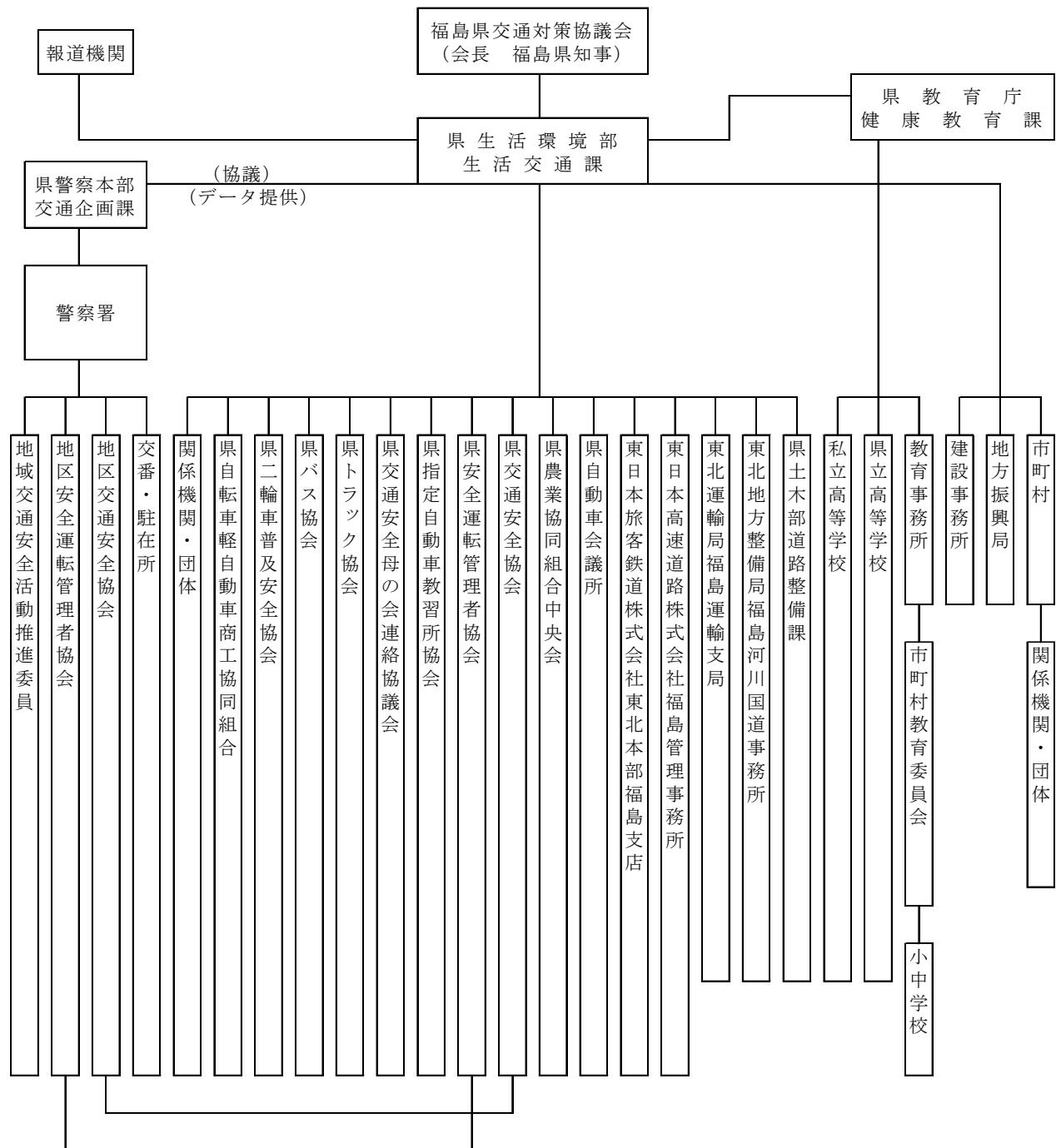
| 地域警報 発令地域名 | 管内市町村 |
|---------------|---|
| 県北 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、 桑折町、国見町、川俣町、 大玉村 |
| 県中 | 郡山市、須賀川市、田村市、 鏡石町、天栄村、 石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、 三春町、小野町 |
| 県南 | 白河市、 西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、 棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 |
| 会津 | 会津若松市、喜多方市、 北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、柳津町、 三島町、金山町、昭和村、会津美里町、 下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町 |
| 相双 | 相馬市、南相馬市、 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、 新地町、飯館村 |
| いわき | いわき市 |

別紙2

警報等の発令基準

| 警報の種別 | 発令基準（7日以内の交通死亡事故発生件数） | |
|-------|-----------------------|----|
| 全県警報 | | 5件 |
| 注意報 | | 4件 |
| 地域警報 | 県北 | 3件 |
| | 県中 | 3件 |
| | 県南 | 3件 |
| | 会津 | 3件 |
| | 相双 | 3件 |
| | いわき | 3件 |

交通死亡事故多発警報等発令通報系統図



警報等発令に伴う推進事項

| 推進事項 | 推進内容 | 実施機関・団体 |
|--------------|---|----------------|
| 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、電光掲示板、懸垂幕等により、警報等発令の周知徹底を図る。 ・新聞、ラジオ、テレビ、緊急広報紙等を通じ、警報等発令の周知を図るとともに、地域における交通事故防止気運を高める。 ・下部組織に対する警報等発令の周知を図る。 | 全機関・団体 |
| 街頭活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、自転車利用者に対し、正しい歩行、反射材用品の着用、交通ルールの遵守について街頭指導を行う。 ・自動車運転者に対するシートベルト着用等安全運転の励行を呼び掛ける。 ・速度の出し過ぎ、飲酒運転の防止、交差点での安全確認徹底等について街頭指導を行う。 | 全機関・団体 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の発生した交差点、カーブ等の共同現地調査を行い、交通安全施設等の整備点検を実施する。 | 道路管理者 警察 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・速度の出し過ぎ、飲酒運転、信号無視、一時不停止等、交通死亡事故に直結する悪質・危険な違反、シートベルト非着用者に対する取締りを強化する。 | 警察 |
| 交通安全活動及び啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時、点呼等を活用し、警報発令の周知及び安全運転の励行を呼び掛ける。 ・シートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図る。 ・各種会議、会合、行事及びホームページ等を活用し、警報発令の周知徹底及び交通安全意識の高揚を図るとともに、積極的な交通事故防止活動の実践を促進する。 | 全機関・団体 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時を活用し、警報発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全利用等についての指導を行う。 | 教育委員会 各学校 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、老人クラブ等地域の関係機関・団体に呼び掛け、交通安全意識の浸透を図る。 | 市町村 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全意識の普及浸透に努めるとともに交通ルールの遵守と反射材用品の積極的な着用を実践するなど、地域における交通事故防止気運の醸成を図る。 | 市町村 交通安全母の会 |

別記様式

交通死亡事故多発警報発令実施結果報告書

福島県交通対策協議会長 様

関係機関・団体名 :

| 実施事項 | 実 施 内 容 | |
|------------------|---------|--------|
| 1 広報活動 | | |
| (1) 広報車による広報 | 実施回数 | 延べ参加人員 |
| (2) 有(無)線放送による広報 | 実施回数 | |
| (3) その他 | | |
| 2 街頭活動 | | |
| (1) 街頭活動 | 実施回数 | 延べ参加人員 |
| (2) その他 | | |
| 3 その他 | | |

市町村別交通事故防止コンクール実施要綱

1 目的

この要綱は、年間を通じ市町村ごとの交通事故の実態を把握し、適切な交通事故防止対策を推進するとともに、地域の連帯感に訴えて交通安全意識を高め、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 実施期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

3 主催

福島県・福島県交通対策協議会・福島県警察本部

4 実施要領

各市町村の地域に発生した交通事故及び各市町村に居住する者が県内で起こした交通事故について、次の要領により過去の実績と比較して本年の事故発生増減率を算出し、3グループに分けて、死者数抑制状況、交通安全対策の推進状況及び本年の交通事故発生状況等を勘案の上、本年における実績を評価するものとする。

(1) 事故の基準点数

| 事故の種別 | 基準点数 | |
|--|---------------|---------------|
| | 件数 (1件につき) | 死者 (1名につき) |
| ○ 市町村に発生した事故 (発生市町村事故) | 1 | 9 |
| ○ 市町村に居住する者が県内で起こした事故 (居住市町村事故) | 2 | 6 |
| ○ 市町村に居住する者が県内で起こした事故のうち、交通事故五悪の違反によるもの (居住市町村事故五悪) | 3 | 3 |

※ 交通事故五悪：無免許運転、酒酔い運転、最高速度違反、追越し違反、歩行者妨害

(2) 事故発生増減率算出方法

ア 発生市町村事故による点数

イ 居住市町村事故による点数

ウ 居住市町村事故五悪による点数

(1+ア+イ+ウ)を基本数とする。

S 過去3年間の基本数の平均(3か年基本数)

S' 本年における基本数(本年基本数)

X 過去に対する本年の基本数の増減率×1000(評価指數)

(評価指數)(本年基本数)

$$X = \frac{S'}{S} \times 1000$$

(3か年基本数)

(3) グループ分類

- A グループ 市
- B グループ 人口 1 万人以上の町村
- C グループ 人口 1 万人未満の町村

(4) 死者数抑制状況の評価

次の基準に該当する市町村を評価する。

ア A グループ

本年の死者数が過去 3 年の平均死者数以下、かつ前年の死者数を超えない市

イ B グループ

本年の死者数 0 人の町村

ウ C グループ

本年の死者数 0 人の町村

(5) 交通安全対策の推進状況による評価

市町村が本年に実施した交通安全対策の実施回数及び内容について評価する。

(6) 総合評価

事故発生増減率、死者数抑制状況の評価、交通安全対策の推進状況による評価、及び本年の事故発生状況を勘案して評価する。

(7) 表彰

各グループ別に市町村の実績を評価し、成績優秀な市町村については、県交通対策協議会長及び警察本部長連名により表彰する。

(8) 報告連絡

ア 所轄警察署管内に発生した人身事故については、所轄署から県警察本部交通企画課に報告するとともに、管内の各市町村にも連絡すること。

イ 毎月の調査状況については、県生活交通課から各市町村及び各警察署に通知する。

(9) 市町村の施策

ア 市町村は、交通事故防止コンクールの実施について、各種広報手段を活用し、地域住民に対し P R を徹底するとともに、地域住民の安全意識の高揚に努力すること。

イ 県から連絡された結果については、チラシ又は広報紙等により地域住民に周知徹底し、参加意識を盛り上げること。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

「交通事故ゼロ・歩行者優先の日」実施要綱

趣 旨

交通事故を絶滅させるため、毎月1日を「交通事故ゼロ・歩行者優先の日」併せて、マイカー節車の日と定め、すべての県民が一日無事故及び月間無事故を誓い、それぞれの立場で交通事故防止運動を推進しようとするものである。

《重 点 目 標》

人命を尊重し、交通のきまりをよく守る。

《実 施 事 項》

前記の目標を達成させるため、推進機関・団体等は次の事項について、それぞれ実施するものとする。

1 「交通事故ゼロ・歩行者優先の日」の趣旨の徹底をはかるための広報活動

- (1) 県は、各報道機関の協力を得て、県民に対する交通事故ゼロ、歩行者優先の日の趣旨の徹底を図る。
- (2) 市町村及び推進機関・団体等は、広報紙及び機関紙などにより、地域住民及び構成員等に趣旨の徹底を図る。
- (3) 公共施設及び推進機関・団体等は、放送施設等を利用して、広報につとめる。
- (4) 市町村は、広報車を積極的に街頭に進出させて、広報につとめる。
- (5) 市町村及び商工会、自動車関係会社並びに工場等は、立看板、交通安全旗などを掲出しこの日の盛り上げを図る。
- (6) 飲食店関係組合及び推進機関・団体等は、飲酒運転追放のための実践と呼びかけを行う。

2 家庭及び学校並びに職場における交通安全教育活動

- (1) 県・市町村教育委員会、私立学校協会等は、この日を交通訓練日として、幼稚園、小・中学校、高等学校において基本的な交通訓練を実施する。
- (2) 市町村、社会教育団体、婦人団体、PTA等は、全家庭において交通問題を話し合い、交通安全意識を盛り上げるとともに、シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用の指導を行う。
- (3) 市町村、婦人団体、PTA等は、交通安全意識の家庭浸透と、子どもの交通安全のためのしつけ教育を推進するため、交通安全教室を開催する。
- (4) 官公署、会社、事業所等の運行管理者及び安全運転管理者は、車両の整備及び点検を実施し、就業前、運転者全員に安全運転及びシートベルト・ヘルメット着用の注意を与える。
- (5) 労働局及び関係機関は、雇用主の運転者に対する労働時間その他、労働条件の適正化を図るため、その指導監督を強化する。

3 道路の正しい利用と、歩行者保護の徹底を図るための街頭活動

- (1) 市町村、婦人団体、PTA等は、学童の通学時に横断路等において指導を行う。
- (2) 婦人団体、PTA、こども会等は、学区単位にパトロール隊を編成し、学童の下校後にパトロールを実施し、「愛のひと声」運動を推進する。
- (3) 市町村及び関係機関は、警察署との連携を密にして、つとめて街頭に進出し、歩行者保護のための実地指導を行う。
- (4) 警察官による街頭指導取締りを強化する。

4 交通環境の整備と交通安全施設の総点検

東北地方整備局各国道事務所、県、市町村及び県警察は、この日を「交通安全施設等点検の日」とし、交通安全施設、交通信号機、各種道路標識（標示）、踏切施設等を点検し、破損、汚損、建植地点、見とおし状況等、道路事情等の変化にあわせて効果を高め、整備を行う。

5 歩行者優先を図るための事業の推進

- (1) 県内の主要市は、歩行者の保護のため、歩行者用道路の設置を促進する。
- (2) 県、市町村及び関係機関・団体は、歩行者の安全な通行を確保するため、路上駐車の自粛を徹底させるとともに、警察署との連携を密にして、実地指導を行う。
- (3) 県、市町村及び各事業所等は、職員ならびに従業員の事故防止のため、つとめて車を使わない、いわゆる「一日節車」について推進を図る。
- (4) 県、市町村及び各関係機関・団体は、この日に行われる会議等への参集に当たっては、できるだけ車を使用せず、公共交通機関等の交通手段を利用するよう呼びかける。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和47年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

「シルバー交通安全の日」推進要綱

(目的)

1 この要綱は、高齢者の交通事故を防止するため、毎月15日を「シルバー交通安全の日」と定め、高齢者に対する効果的な交通安全教育の実施と高齢者が安心して活動できる交通環境の確保等総合的な施策の推進を図ることを目的とする。

(主唱)

2 シルバー交通安全の日は、福島県及び福島県交通対策協議会の主唱のもとに実施する。

(推進機関・団体)

3 次の機関・団体（以下、「推進機関・団体」という。）は、シルバー交通安全の日の積極的な推進を図るものとする。

- (1) 福島県交通対策協議会構成機関・団体
- (2) 各地方交通対策協議会構成機関・団体
- (3) 各市町村交通対策協議会構成機関・団体

(主な施策)

4 シルバー交通安全の日には、各推進機関・団体は高齢者の交通安全を確保するために、別表に掲げる施策を中心にその実施に努めるものとする。

(推進体制)

5 各推進機関・団体は、シルバー交通安全の日について積極的な広報活動を通じて県民への周知を図るとともに、それぞれの地域、職場の実情に即した具体的な実施計画を策定し、県民が一体となって高齢者の交通事故防止が図られるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

(別 表)

| 項 目 | 主 な 内 容 |
|--------------------|--|
| 高齢者に対する教育、指導 | <p>1 高齢者の交通安全確保のための指導者の養成・研修</p> <p>2 高齢歩行者、自転車利用者に対する街頭指導</p> <p>3 老人クラブ等の組織及び各種会合を利用した交通安全講座等の開催</p> <p>4 高齢者宅に対する訪問、指導</p> <p>5 高齢ドライバーに対する適性診断、講習会の開催</p> <p>6 高齢者自身による相互啓発活動</p> <p>7 家庭における「交通安全家庭のちかい」の実践や「家庭の交通安全推進員」の活動による高齢者への安全教育</p> |
| 高齢者を取り巻く安全な交通環境づくり | <p>1 高齢者に対する「愛の一声・愛の手運動」の実践</p> <p>2 高齢者保護のための一般運転者に対する指導、取り締まり</p> <p>3 高齢者の安全確保のための一般運転者に対する啓発活動</p> <p>4 高齢者が安心して利用できる交通安全施設の点検、整備</p> |
| 広報活動 | <p>1 広報車の運行</p> <p>2 広報紙、機関紙等の活用</p> <p>3 立看板等の掲出、ホームページ・電光掲示板等の活用</p> <p>4 有線、無線放送施設の利用</p> <p>5 各事業所における所内放送等の利用</p> |

(啓発資料)

「シルバー交通安全の日」の実践ポイント

～「愛の一聲・愛の手運動」実践のポイント～

《毎月 15 日はシルバー交通安全の日です。》

このシルバー交通安全の日に、県民の皆様にそれぞれの立場で実践していただきたいポイントを例示しました。

すべての方がこれを実行し、高齢者の交通事故防止に努めましょう。

地域では ～愛の一聲、愛の手をさしのべましょう～

- 交通ルールを守れない高齢者を見かけたら、一声かけてルールを話しましょう。
- 迷っている高齢者を見かけたら、一声かけて手をさしのべましょう。
- 高齢者をまじえた参加体験型の交通安全教室を開催し、交通ルールと一緒に学びましょう。
- 地域の交通危険箇所を点検してお知らせし、危険箇所をなくすようにするなど、高齢者が安心して通行できる交通環境をつくりましょう。

家庭では ～交通安全の話し合いをしましょう～

- おじいちゃん・おばあちゃんをまじえて、交通安全の話し合いをしましょう。
- 車で一緒に出かける際は、運転者の立場から見た「危険」を、同乗した家族にも知ってもらいましょう。
- 夕方や夜間に外出する際は、運転者から発見されやすいように明るく目立つ色の服装にすることや、衣服や持ち物などに反射材用品をつけてもらうようにしましょう。
- 外出するときは、事故に気をつけるよう一声かけましょう。

また、外出等の際はできるだけ同伴するよう心がけるとともに、一緒に外出した際には、交通ルールやマナーなどを話し合うようにしましょう。

高齢者自身は　～交通ルールを学び、実践しましょう～

- 交通ルールを守り、実行しましょう。
(周囲のみんなの助言をよく聞きましょう)
- 道路を渡るときは次のポイントに気をつけ、「安全な横断」を実行しましょう。

- | | |
|---|--|
| 1 安全な場所を選ぶ。 <ul style="list-style-type: none">・横断歩道や信号機のある所を渡る。・見通しの良い場所を選ぶ。・車の直前直後は横断しない。 | 2 必ず立ち止まって右左の安全を確かめる。 <ul style="list-style-type: none">・信号無視をしない。・たとえ青信号でも十分に安全確認する。・車が途切れるまで待って、車が来ないとを確かめてから渡る。 |
| 3 横断中も気をつける。 <ul style="list-style-type: none">・自分の歩く速さを考え、無理せずに余裕をもって渡る。・斜め横断はしない。・自宅近くの道路でも油断しない。 | |

- 夕方や夜間に外出する際は
～明るい目立つ色の服装、反射材用品を着用しましょう～
- 自転車に乗るときは、交差点では必ず一時停止し、安全を確認しましょう。
右折や左折、道路横断をするときは、前方だけでなく後方の安全をよく確認しましょう。
特に交差点では、左折車に巻き込まれないよう、左折車の動きに十分注意しましょう。
- 車を運転するときは、時間に余裕を持って出発しましょう。
運転中は、車間距離を十分にとって、安全な速度で運転しましょう。
特に交差点付近では、信号や標識、歩行者、他の車の動きなどを見落とさないようにし、
安全確認をしっかりと行うようにしましょう。

運転者の皆さんは　～高齢者をいたわる運転をしましょう～

- 歩行中や自転車・バイクに乗った高齢者、電動車いす利用者、及び高齢運転者標識を付けた車両を見かけたら、減速・徐行し、また安全な間隔をとるなど思いやりのある運転をしましょう。
- 横断できないでいる高齢者を見かけたら、一旦停止し、ゆずり合い運転を心がけましょう。
- 薄暮時は、ライトを早めに点灯し、夜間は原則上向きライト（幻惑防止のため確実な切替）を心がけ、安全運転をしましょう。

「交通安全は家庭から」推進要綱

1 趣旨

交通事故をなくすためには、県民一人ひとりの自覚と実践にまつところが大きいことは言うまでもありませんが、家庭には、車を運転する人、歩行する人、また、子どもから高齢者までの各世代が同居していますので、家庭こそ交通安全教育の最も大切な場であると言えます。

また、ひとたび交通事故を起こしたり、交通事故に遭ったりした場合、悲惨な影響を直接被るのも家庭であることから、家族みんなが互いに交通安全について話し合い、誓い合うことが、一人ひとりの自覚を高め、家庭の平和を守る道と考えます。

この意味で、今後の交通安全県民運動は「交通安全は家庭から」と言う通年の目標のもとに地域活動の展開を最重点として推進しようとするものです。

2 スローガン

「交通安全は家庭から」 ——毎月第3日曜日は「交通安全話し合いの日」——

3 主唱

福島県・福島県交通対策協議会

4 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村交通対策協議会構成機関・団体

5 実践目標

毎月第3日曜日を「交通安全話し合いの日」と定め、この日は各家庭で交通安全について話し合い、共通の実践目標として次のことを実践します。

- (1) 正しい安全な道路横断の励行
- (2) 安全運転5則の励行
- (3) シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用の徹底
- (4) 自転車の安全な利用
- (5) 反射材用品の着用

安全運転5則

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確かめる
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない

6 推進方法

- (1) 福島県・福島県交通対策協議会

ア 地域活動の強化

地域の自治組織（町内会等）における活動を活発化するため、指導を強化します。

イ 関係団体との連携

この運動を展開するに当たっては、関係諸団体の連絡提携を密にします。

ウ 広報等の実施

この運動の広報のため、報道機関の協力を得るほか、印刷物の作成配布などを通じ啓発に努めます。

(2) 地方振興局・地方交通対策協議会

福島県・福島県交通対策協議会の推進方法に準ずるほか、市町村・市町村交通対策協議会活動の連絡調整を図ります。

(3) 市町村・市町村交通対策協議会

ア 交通安全部会等の設置奨励

地域の自治組織（町内会等）単位に交通安全に関する連絡調整を行う組織が設置されるよう奨励します。

イ 地域の自治組織活動の助長

地域の自治組織（町内会等）活動の展開が活発に行われるよう、地域リーダーの育成、各種資料の作成配付、諸行事の実施を図るとともに、地域の自治組織を育成指導します。

ウ 関係諸団体との連携

交通安全母の会、婦人団体、青年団体はもちろん、広く関係団体に対し、この運動の趣旨の徹底と連携の強化を図ります。

エ 広報の実施

市町村広報紙、有線・無線放送等あらゆる媒体を活用して広報活動に努めるほか、各種印刷物及びステッカーの作成配布、視聴覚資器材の貸出し等を行います。

(4) 地域の自治組織

地域の自治組織（町内会等）は市町村・市町村交通対策協議会と密接な連携を取りながら、地域内の実践の促進に努めるとともに、おおむね次の事項を実施します。

ア 交通安全部会の設置

交通安全部会等を設け、年間計画を立て、この運動の定着を図ります。

なお、役員にはできるだけ、婦人や青年を含めるようにします。

イ 地域交通環境の点検

地域の自治組織（町内会等）の役員等が通学通園路などの交通環境を点検必要な対策を検討します。

ウ 学習会、映画会等の開催

歩行者、自転車利用者、運転者の守るべきルール等を学ぶため、法規講習会、青空教室、夜光反射実験会、映画会等を市町村・市町村交通対策協議会の協力を得て実施します。

エ 「愛のひと声運動」の実施

子どもや高齢者等に対し、みんなが温かくひと声をかけて事故を未然に防止します。

(5) 家庭

家庭内における一人ひとりの自覚と実践が基本となります、特に主婦は家庭内の安全管理者として果たす使命が大きいので、主婦が中心となり家族団らんの場を通じて「お茶の間で今日も話題の交通安全」を合い言葉に、次のことを話し合い、実践を誓い合います。

ア 家族ぐるみの実践目標

(ア) 正しく安全な道路横断の励行

(イ) 安全運転5則の励行

(ウ) 過労運転の追放

(エ) 自転車の安全な利用

(オ) シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用の徹底

(カ) 反射材用品の着用

イ 家族一人ひとりの約束

(ア) 子ども

- a 道路には急に飛び出しません。
- b 道路では遊びません。
- c 車のすぐ前、すぐ後ろを通りません。
- d 自転車に乗るときのルールを守ります。

(イ) 高齢者

- a 正しく安全な道路横断をします。
- b 交通信号や標識に十分注意します。
- c 自転車に乗るときは特に気をつけます。
- d 反射材用品を身につけます。

(ウ) 車を運転する人

- a 安全運転5則を必ず守ります。
- b シートベルト・ヘルメットは必ずつけます。また、同乗者にも必ずつけるよう呼びかけます。
- c 病気や寝不足の時は運転しません。
- d ゆずり合いの心で運転します。
- e 踏切横断は必ず一旦停止して確認します。
- f 運転中は携帯電話を使用しません。

(エ) 主婦

- a 学習会等には積極的に参加します。
- b 家族に交通安全の手本を示します。
- c 家庭で交通安全の話題を出します。
- d 朝の見送りに交通安全のひと言を添えます。

7 その他

福島県・福島県交通対策協議会の例示した実践目標のほか市町村・市町村交通対策協議会や地域の自治組織（町内会等）がそれぞれの地域の実情により、特に必要があるときは、実践目標等を追加することができます。

附 則

この要綱は、昭和55年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

福島県交通安全家庭のちかい

福島県・福島県交通対策協議会は、交通事故の撲滅を期するため、交通安全は家庭からとの認識のもとに、すべての人がそれぞれの立場で守るべきことを「交通安全家庭のちかい」として定めました。各家庭においては、このちかいを中心に交通安全について話し合いましょう。

福島県交通安全家庭のちかい

主唱 福島県・福島県交通対策協議会

- 1 道路をわたるときは必ずとまり、右左をよく見ます
- 2 車のすぐ前、すぐ後ろはわたりません
- 3 交差点では必ず安全を確かめます
- 4 自転車に乗る時も交通ルールを守ります
- 5 シートベルト・ヘルメットは必ずつけます
- 6 飲酒運転は絶対にしません
- 7 思いやり・ゆずり合いの心で運転します

[第24回福島県交通安全県民大会（昭和60年10月29日）決議]

交 通 安 全 は 家 庭 か ら

福島県交通対策協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、福島県交通対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、県内における交通安全確保並びに、その円滑化に関し関係行政機関及び関係団体と協議し、総合的かつ効果的な対策をたて、これを強力に推進するとともに広く県民運動を開き、もって交通事故の絶滅と交通の円滑を図ることを目的とする。

(推進事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を推進する。

- 一 交通事故防止運動に関すること。
- 二 交通安全教育及び交通道徳の高揚に関すること。
- 三 道路及び交通環境の整備に関すること。
- 四 その他協議会の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第4条 協議会は、委員をもって組織する。

- 2 前項の委員は、別表（1）に掲げる職にある者及び、会長が本会の運営上特に必要があると認め委嘱した者とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 3人
 - (3) 常任委員長 1人
 - (4) 常任委員 50人以内
 - (5) 監事 2人
- 2 会長は、福島県知事をもってあて、副会長は福島県副知事、福島県警察本部長、福島県交通安全協会長をもってあてる。
 - 3 常任委員長及び常任委員は、別表（2）に掲げる者をもってあてる。
 - 4 監事は、委員の中から会長が委嘱する。

(役員の任務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任委員長は、常任委員会を代表する。
- 4 常任委員は、常任委員会を構成し、会務を処理する。
- 5 監事は、協議会の経理を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(会議運営)

第8条 協議会の会議は、総会及び常任委員会とし、会長がこれを招集するものとする。

- 2 総会は、規約の変更及び推進事項等を決定する等、協議会の基本的な運営に関する事を審議する。
- 3 常任委員会は、推進事項の実施方策及び総合調整を必要とする事項について協議する。

(部会)

第9条 専門的な事項を検討させるため、必要に応じ協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の設置、機構、検討事項、運営その他部会に関し必要な事項は、常任委員会の協議を経て会長が定める。

(幹事会)

第10条 協議会に幹事を置き、幹事会を構成する。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員の中から、会長が本会の運営上必要と認め委嘱した者とする。
ただし、会長が認めたときは、委員が幹事を兼ねることができる。
- 3 幹事会は、会長の命を受けた会務及び常任委員会から委任された事項を処理する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、福島県生活環境部生活交通課長の職にある者をもってあてる。
- 3 事務局は、福島県生活環境部生活交通課内に置く。

(経費)

第12条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、昭和36年12月8日から施行する。

附則

この規約は、昭和48年2月15日から施行する。

附則

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、財団法人福島県交通遺児奨学基金協会の設立許可のあった日から施行する。

(設立許可 昭和59年1月17日福島県指令第8号)

附 則

この規約は、昭和59年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年6月15日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月17日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成15年5月9日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年5月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年5月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年5月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年5月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（1）

福島県交通対策協議会委員

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| (一社)福島県交通安全協会会長 | 福島県市長会長 |
| (一財)福島県自動車会議所会長 | 福島県町村会長 |
| (一社)福島県指定自動車教習所協会会長 | 福島県市議会議長会長 |
| (一社)福島県安全運転管理者協会会長 | 福島県町村議会議長会長 |
| (公社)福島県トラック協会会長 | 福島県小学校長会長 |
| (公社)福島県バス協会会長 | 福島県中学校長会長 |
| (一社)福島県タクシー協会会長 | 福島県高等学校長協会会長 |
| (一社)福島県自家用自動車協会会長 | 福島県私立中学高等学校協会会長 |
| 福島県軽自動車協会会長 | (公社)福島県私立幼稚園・認定こども園連合会理事長 |
| (一社)福島県自動車販売店協会会長 | (一社)福島県専修学校各種学校連合会会長 |
| (一社)福島県自動車整備振興会会長 | 福島県国公立幼稚園・こども園長会長 |
| 軽自動車検査協会福島事務所長 | 福島県P T A連合会会長 |
| 福島県自転車軽自動車商工協同組合理事長 | 福島県高等学校P T A連合会会長 |
| (一社)日本二普協 福島県二輪車普及安全協会会長 | 福島県特別支援学校P T A連合会会長 |
| 自動車安全運転センター福島県事務所長 | 福島民報社長 |
| (独)自動車事故対策機構福島支所長 | 福島民友新聞社長 |
| 福島県交通事故対策研究会会長 | 河北新報社福島総局長 |
| 福島県踏切事故防止対策協議会会長 | 朝日新聞社福島総局長 |
| 福島県交通安全母の会連絡協議会会長 | 毎日新聞社福島支局長 |
| 交通事故処理委員会会長 | 読売新聞社福島支局長 |
| 福島県高速道路交通安全協議会会長 | 産経新聞社福島支局長 |
| (一社)日本自動車連盟福島支部長 | 日本経済新聞社福島支局長 |
| (公財)福島県交通遺児奨学基金協会理事長 | 共同通信社福島支局長 |
| 福島県商工会議所連合会会長 | 時事通信社福島支局長 |
| 福島県商工会連合会会長 | N H K福島放送局長 |
| 福島県農業協同組合中央会長 | ラジオ福島社長 |
| 全国共済農業協同組合連合会福島県本部副本部長 | エフエム福島社長 |
| (一社)福島県建設業協会会長 | 福島テレビ社長 |
| 福島県経営者協会連合会会長 | 福島中央テレビ社長 |
| 福島県石油商業組合理事長 | 福島放送社長 |
| 福島県小売酒販組合連合会会長 | レビュー福島社長 |

| | |
|----------------------------|--------------|
| 福島地方検察庁検事正 | 福島県議会企画環境委員長 |
| 福島労働局長 | 福島県議会土木委員長 |
| 自衛隊福島地方協力本部長 | 福島県知事 |
| 福島行政監視行政相談センター所長 | 福島県副知事 |
| 福島地方法務局長 | 福島県教育委員会教育長 |
| 東北地方整備局福島河川国道事務所長 | 福島県警察本部長 |
| 東北運輸局福島運輸支局長 | 福島県警察本部交通部長 |
| 東日本高速道路株式会社東北支社福島管理事務所長 | 福島県総務部長 |
| 東日本旅客鉄道株式会社東北本部福島支店長 | 福島県生活環境部長 |
| 福島県道路公社理事長 | 福島県保健福祉部長 |
| (公財)福島県消防協会会长 | 福島県土木部長 |
| 日本赤十字社福島県支部長 | |
| (社福)福島県社会福祉協議会会长 | |
| (公財)福島県老人クラブ連合会会长 | |
| 福島県青少年団体連絡協議会会长 | |
| (公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会会长 | |
| (一財)福島県婦人団体連合会会长 | |
| 日本労働組合総連合会福島県連合会会长 | |
| 福島県地域交通安全活動推進委員連絡協議会会长 | |
| 福島県自動車販売店交通安全推進協議会会长 | |
| 福島県交通教育専門員連絡協議会会长 | |
| 県北地方交通対策協議会会长 | |
| 県中地方交通対策協議会会长 | |
| 県南地方交通対策協議会会长 | |
| 会津地方交通対策協議会会长 | |
| 南会津地方交通対策協議会会长 | |
| 相双地方交通対策協議会会长 | |
| いわき地方交通対策協議会会长 | |

別表（2）

常任委員長及び常任委員

◎ 常任委員長

福島県生活環境部長

◎ 常任委員

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| (一社)福島県交通安全協会会長 | 福島県P.T.A連合会長 |
| (一財)福島県自動車会議所会長 | 福島民報社長 |
| (一社)福島県指定自動車教習所協会会長 | 福島民友新聞社長 |
| (一社)福島県安全運転管理者協会会長 | N.H.K福島放送局長 |
| (公社)福島県トラック協会会長 | 東北地方整備局福島河川国道事務所長 |
| (公社)福島県バス協会会長 | 東北運輸局福島運輸支局長 |
| (一社)福島県タクシー協会会長 | 東日本高速道路株式会社東北支社福島管理事務所長 |
| 福島県自転車軽自動車商工協同組合理事長 | 東日本旅客鉄道株式会社東北本部福島支店長 |
| (一社)日本二普協 福島県二輪車普及安全協会会長 | (公財)福島県老人クラブ連合会長 |
| 自動車安全運転センター福島県事務所長 | 福島県青少年団体連絡協議会長 |
| (独)自動車事故対策機構福島支所長 | (公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会長 |
| 福島県交通安全母の会連絡協議会会長 | (一財)福島県婦人団体連合会長 |
| 福島県農業協同組合中央会長 | 福島県交通教育専門員連絡協議会長 |
| (一社)福島県建設業協会会長 | 県北地方交通対策協議会長 |
| 福島県石油商業組合理事長 | 県中地方交通対策協議会長 |
| 福島県小売酒販組合連合会長 | 県南地方交通対策協議会長 |
| 福島県市長会長 | 会津地方交通対策協議会長 |
| 福島県町村会長 | 南会津地方交通対策協議会長 |
| 福島県小学校長会長 | 相双地方交通対策協議会長 |
| 福島県中学校長会長 | いわき地方交通対策協議会長 |
| 福島県高等学校長協会会長 | 福島県教育委員会教育長 |
| 福島県私立中学高等学校協会会長 | 福島県警察本部交通部長 |
| | 福島県土木部長 |

◎ 監事

| |
|----------------------|
| 福島県商工会連合会長 |
| 全国共済農業協同組合連合会福島県副本部長 |

◎ 幹事

(一社)福島県交通安全協会専務理事
(一財)福島県自動車會議所専務理事
(一社)福島県指定自動車教習所協会専務理事
(一社)福島県安全運転管理者協会専務理事
(公社)福島県トラック協会専務理事
(公社)福島県バス協会専務理事
(一社)福島県タクシー協会専務理事
福島県自転車軽自動車商工協同組合理事長
(一社)日本二普協 福島県二輪車普及安全協会事務局長
福島県交通安全母の会連絡協議会副会長
福島県農業協同組合中央会総務部長
(一社)福島県建設業協会専務理事
福島県市長会事務局長
福島県町村会事務局長
福島県P T A連合会（小、中学校）事務局長
東北地方整備局福島河川国道事務所道路管理課長
東北運輸局福島運輸支局首席運輸企画専門官
東日本高速道路株式会社東北支社福島管理事務所
管理担当課長
東日本旅客鉄道株式会社東北本部福島支店長

(公財)福島県老人クラブ連合会事務局長
福島県青少年団体連絡協議会長
(公社)日本青年會議所東北地区福島ブロック協議会長
福島県交通教育専門員連絡協議会長
福島県教育庁健康教育課長
福島県警察本部交通企画課長
福島県土木部道路整備課長
福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課長
福島県県中地方振興局県民環境部県民生活課長
福島県県南地方振興局県民環境部県民生活課長
福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課長
福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課長
福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課長
福島県いわき地方振興局県民部県民生活課長

事務局長

福島県生活環境部生活交通課長

「シートベルト・チャイルドシート着用推進会議」運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島県交通対策協議会「シートベルト・チャイルドシート着用推進会議」の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底のための諸活動について、関係機関・団体と緊密な連携を保ち、その効果的な推進を図るため、福島県交通対策協議会（以下「交対協」という。）規約第9条の規定に基づき、専門部会として「シートベルト・チャイルドシート着用推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構 成)

第3条 この推進会議は議長、副議長及び委員をもって構成し、議長は交対協事務局長（県生活交通課長）、副議長は県警察本部交通企画課長、委員は別表に掲げる者をもってあてる。

- 2 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。
- 3 議長は、必要と認めた時は、委員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(協議事項)

第4条 この推進会議は、次に掲げる事項について総合的かつ専門的に審議し、決定した事項は、交対協会長に報告するものとする。

- (1) 推進会議を構成する機関・団体が行うシートベルト・チャイルドシート着用推進のための諸活動の連絡調整及びとりまとめに関すること。
 - (2) 推進会議が行うシートベルト・チャイルドシート着用推進のための行事の企画・立案に関すること。
 - (3) シートベルト・チャイルドシート着用推進に関する資料の作成及び提供に関すること。
 - (4) シートベルト・チャイルドシート着用推進のための広報啓発に関すること。
 - (5) 他機関・団体等への働きかけ及び連絡調整に関すること。
 - (6) その他シートベルト・チャイルドシート着用推進に関すること。
- 2 交対協及び推進会議は決定事項について、関係機関及び団体を通じて積極的な推進に努めるものとする。

(庶 務)

第5条 この推進会議の庶務は、交対協事務局（県生活交通課）において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 26 日から施行し、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 15 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

福島県交通対策協議会「シートベルト・チャイルドシート着用推進会議」構成員

議 長 福島県生活環境部生活交通課長
副議長 福島県警察本部交通企画課長
委 員 (一社)福島県交通安全協会専務理事
 (一財)福島県自動車会議所専務理事
 (公社)福島県トラック協会専務理事
 (公社)福島県バス協会専務理事
 (一社)福島県指定自動車教習所協会専務理事
 (一社)福島県安全運転管理者協会専務理事
 福島県農業協同組合中央会総務部長
 (一社)福島県建設業協会専務理事
 (一社)福島県タクシー協会専務理事
 福島県自転車軽自動車商工協同組合理事長
 福島県自動車販売店協会専務理事
 福島県石油商業組合専務理事
 福島県青少年団体連絡協議会長
 福島県交通安全母の会連絡協議会副会長
 (公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会長
 (公財)福島県老人クラブ連合会事務局長
 東北運輸局福島運輸支局首席運輸企画専門官
 東日本高速道路株式会社東北支社福島管理事務所管理担当課長
 福島県市長会事務局長
 福島県町村会事務局長
 福島県保健福祉部子育て支援課長
 福島県教育庁健康教育課長
 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課長
 福島県県中地方振興局県民環境部県民生活課長
 福島県県南地方振興局県民環境部県民生活課長
 福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課長
 福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課長
 福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課長
 福島県いわき地方振興局県民部県民生活課長

福島県交通対策協議会踏切等安全対策部会運営要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、「福島県交通対策協議会踏切等安全対策部会（以下「部会」という。）」と
いう。

(目 的)

第2条 部会は、福島県交通対策協議会規約第9条第1項の規定に基づき、県内各地に所在する鉄道
踏切に係る交通安全確保のため、関係機関と協議、検討を行い、総合的な交通安全対策を策定
し、もって交通事故の絶滅と円滑な交通秩序を図ることを目的として設置する。

(検討事項)

第3条 県内に設置されている鉄道踏切の交通安全確保のため、次に掲げる事項について協議、検討
を行い、決定した事項は常任委員長に報告するものとする。

- 一 安全思想の普及啓発に関すること。
- 二 鉄道施設の安全点検に関すること。
- 三 鉄道を含む鉄道施設の整備及び改善に関すること。
- 四 踏切道の交通安全施設等に関すること。
- 五 その他部会の目的達成にに関すること。

(組 織)

第4条 部会には、別表（1）に掲げる者をもって組織する。

(役 員)

第5条 部会には次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 2人

2 部会長は、福島県生活環境部生活交通課長をもっててて、副部会長は福島県警察本部交通企
画課長、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社福島支店長をもってててる。

(役員の任務)

第6条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会運営)

第7条 部会の会議は、常任委員長がこれを招集するものとする。

(庶 務)

第8条 この部会の庶務は、福島県生活環境部生活交通課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は常任委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別 表（1）

福島県交通対策協議会踏切等安全対策部会委員

| | |
|------|--|
| 部会長 | 福島県生活環境部生活交通課長 |
| 副部会長 | 福島県警察本部交通企画課長 東日本旅客鉄道株式会社東北本部福島支店長 |
| 委 員 | (一社)福島県交通安全協会専務理事 (一財)福島県自動車会議所専務理事 (一社)福島県指定自動車教習所協会専務理事 (一社)福島県安全運転管理者協会専務理事 (公社)福島県トラック協会専務理事 (公社)福島県バス協会専務理事 (一社)福島県タクシー協会専務理事 福島県自転車軽自動車商工協同組合専務理事 (一社)日本二普協 福島県二輪車普及安全協会事務局長 福島県交通安全母の会連合協議会副会長 福島県農業協同組合中央会総務部長 (一社)福島県建設業協会専務理事 福島県市長会事務局長 福島県町村会事務局長 福島県P T A連合会事務局長 東北地方整備局福島河川国道事務所道路管理課長 東北運輸局福島運輸支局首席運輸企画専門官 東日本高速道路株式会社東北支社福島管理事務所管理担当課長 (公財)福島県老人クラブ連合会事務局長 福島県青少年団体連絡協議会長 (公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会長 福島県教育庁健康教育課長 福島県土木部道路整備課長 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課長 福島県県中地方振興局県民環境部県民生活課長 福島県県南地方振興局県民環境部県民生活課長 福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課長 福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課長 福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課長 福島県いわき地方振興局県民部県民生活課長 |

福島県交通対策協議会踏切等安全対策推進事項

1 踏切等における合同安全点検

鉄道事業者、道路管理者、警察等の関係機関・団体合同による踏切及び踏切周辺道路に対する安全点検を実施する。

(1) 踏切等の改善・整備の推進

合同安全点検の結果を踏まえ、踏切及び踏切周辺道路に対する改善・整備を推進する。

(立体交差化、構造の改良、統廃合の促進・・・等)

(2) 踏切等の交通安全施設等の整備の推進

合同安全点検の結果を踏まえ、踏切等の交通安全施設等の整備を推進する。(警報灯の両面化、二段式遮断機の設置、停止禁止区域<ゼブラゾーン>の増設等の交通規制・・・等)

2 踏切等に関する教育・指導及び取締りの強化

(1) 踏切等に関する教育の強化

・講習会等において、「踏切」に関する教育を強化する。

(2) 踏切等における街頭指導の推進

・主要な踏切での利用者に対する直接指導を推進する。

(3) 踏切等における取締りの強化

・踏切通行違反に対する取締りを強化する。

3 「踏切の日」の設定

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことにかんがみ、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等も一層強化する必要がある。

このため、毎月 23 日を「踏切事故防止の日」と定め、関係機関・団体は積極的な広報活動を通じて県民への周知を図り、県民が一体となっての踏切事故防止が図られるよう努める。

・新聞、テレビなどのマスメディアを利用した広報

・チラシ配布による広報

・広報紙、会報などによる広報

☆ 踏切の安全な利用のしかた

☆ 踏切付近住民への協力要請（見通しを良くするための協力－樹木、塀、垣根等）

4 重大踏切事故検討特別委員会の設置

踏切道のさらなる安全を図るために、部会長が検討の必要があると認めた踏切事故については、特別委員会を設置し、今後の対応策等を検討する。

特別委員会のメンバーは、部会長が必要に応じ任命することとする。

5 各機関・団体の推進事項

各機関・団体は、別紙を参考として対策を推進するものとする。

別 紙

福島県交通対策協議会踏切等安全対策部会の推進事項

| 推進機関・団体 | 推進事項 | 推進内容 |
|-----------------|-------------|--|
| 福島県 | 啓発活動 | (1) 新聞、テレビ等による広報 (2) 庁内放送等による職員への周知徹底 |
| | 交通安全教育 | ○ 講習会等での教育の強化 |
| 市町村 | 啓発活動 | ○ 広報紙、広報車、有(無)線放送等を活用した広報活動の推進 |
| | 街頭活動 | ○ 主要な踏切での歩行者、自転車利用者及び車両運転者などに対する安全指導の推進 |
| 県警察 | 啓発活動 | ○ 広報車、パトカー等による指導及びチラシ、ポスターなどによる広報の推進 |
| | 指導取締り | ○ 遮断機突破・警報機無視などの無謀運転の指導取締りの強化 |
| | 交通安全教育 | ○ 講習会、交通教室等での教育の強化 |
| | 交通安全施設等の整備 | ○ 交通安全施設の整備及び停止禁止区域の増設等の交通規制の推進 |
| 県教育委員会 (各学校) | 交通安全教育と啓発活動 | (1) 児童・生徒に対する指導の強化 (2) 家庭に対する呼びかけの推進 ・家庭の交通安全推進員による活動の推進 |
| 道路管理者 | 安全点検 | ○ 踏切及び周辺道路の安全点検の強化 |
| | 踏切等の改善・整備 | ○ 踏切の拡幅及び立体化事業等による整備推進 |
| 鉄道事業者 | 啓発活動 | (1) 主要な踏切でのチラシ配布等による啓発活動の強化 (2) 各種講習会に参画しての啓発活動の強化 |
| | 安全点検 | ○ 踏切及び周辺道路の安全点検の強化 |
| | 踏切等の改善・整備 | ○ 踏切の拡幅及び立体化事業等による整備推進 |
| 交通安全協会 | 広報活動 | ○ 広報車等による広報活動の推進 |
| | 街頭活動 | ○ 主要な踏切での歩行者、自転車利用者及び車両運転者などに対する安全指導の推進 |
| | 交通安全教育 | ○ 講習会、交通教室等での教育の強化 |
| 自動車会議所 | 広報活動 | ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| | 指導活動 | ○ 自動車利用者等に対する安全指導の推進 |
| 指定自動車 教習所協会 | 教習生の指導 | ○ 教習生に対する正しい踏切の横断の仕方の指導強化 |

| 推進機関・団体 | 推進事項 | 推進内容 |
|------------------------------|---------|---|
| 安全運転 管理者協会 | 管理者等の教育 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者・副管理者等の教育の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・法定講習の際、鉄道関係者を招き、特別教養を実施 |
| | 職員の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業所での運転者・従業員に対する指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特別講習会の開催 |
| | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| トラック協会 | 事業者の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者に対する指導の強化 |
| | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| バス協会 | 事業者の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者に対する指導の強化 |
| | 車内広報推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車内放送による踏切事故防止広報の推進 |
| タクシー協会 | 事業者の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者に対する指導の強化 |
| | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| 自転車軽自動車 商工協同組合 | 指導活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者等に対する安全指導の推進 |
| | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| 二輪車普及 安全協会 | 指導活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 二輪車利用者等に対する安全指導の推進 |
| | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| 交通安全母の会 連絡協議会 | 街頭活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝、夕の主要な踏切での利用者に対する安全指導の推進 |
| | 交通安全教育 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会等教育の強化 |
| 農業協同組合 中央会 | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、広報車等を活用した広報活動の推進 |
| 建設業協会 | 事業者の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者に対する指導の強化 |
| | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| 東北運輸局 福島運輸支局 | 指導活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車利用者等に対する安全指導の推進 |
| 老人クラブ連合 | 街頭活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝、夕の主要な踏切での利用者に対する安全指導の推進 |
| 青少年団体 連絡協議会 | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| 日本青年会議所 東北地区 福島ブロック協議会 | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報などによる広報活動の推進 |
| 関係機関・団体 | 指導活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員・会員等に対する安全指導の推進 |
| | 啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族に対する事故防止の呼びかけを推進 |

【交通安全関係資料】

※「交通安全関係資料」は、令和8年1月現在の内容です。

詳しくは、実施機関に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

1 交通事故相談

| | |
|-------|---|
| 実施機関 | 福島県 |
| 日時・場所 | <p>○在庁相談</p> <p>1 相談場所 福島県庁県民広聴室県政相談コーナー^{（福島市杉妻町2番16号 県庁本庁舎2階）} 電話（024）521-4281</p> <p>2 相談時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は休み） 午前 9時～正午 午後1時～午後4時</p> <p>○交通事故相談出張相談（※事前に予約が必要です。）</p> <p>1 交通事故相談員が各地方振興局に出向いて相談を受け付けます。 予約受付電話（024）521-4281</p> |
| 備考 | |

| | |
|-------|---|
| 実施機関 | 交通安全活動推進センター（一般社団法人福島県交通安全協会） |
| 日時・場所 | <p>○相談窓口</p> <p>1 相談場所 一般社団法人福島県交通安全協会 （福島市町庭坂字大原1-1） 電話（024）591-5038</p> <p>2 相談時間 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は休み） 8：30～17：00</p> |
| 備考 | ※電話相談も受け付けます。（電話（024）591-5038） |

2 交通事故被害者等救済制度

| 実施機関 | 公益財団法人 福島県交通遺児奨学基金協会 (事務局:福島県生活環境部生活交通課) 住所 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7158 電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp ホームページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/koutsuuiji.html | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|---------------------|------|--------|--|------|----|---------------------|------|----|--------|---------|-------|----|------|---------|-----|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|---------|-----|-----|--------|---------|-----|----------|-----|---------|----------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|-----------------|----|--|
| 制度名 | 交通遺児等への奨学金の支給、図書カードの贈呈、旅行クーポン券の贈呈 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | <p>県内の小・中学生、高校生で、次のいずれかに該当する方が支援対象となります。</p> <p>(1) 父母（養父母も含む）又はそのいずれかが交通事故により亡くなられた方。 <u>※ただし、次の場合は該当となりません。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 父または母が交通遺児を伴って再婚（事実婚も含む）しているとき 2 父母の死後、養子縁組により養父母（事実婚も含む）がいるとき <p>(2) 父母の死後、三親等内の親族に扶養されていた方で、その親族が交通事故により亡くなられた方。</p> <p>(3) 父母若しくはそのいずれか、又は父母が死亡した後扶養していた三親等以内の親族が、交通事故により重度の後遺障がいを負い、その後遺障がいの程度が自動車損害賠償保障法施行令別表第一の第1級から第2級又は別表第二の第1級から第3級に該当し、現に扶養関係のある方。</p> <p>※ 協会から各市町村に対し、年3回対象者の調査を依頼し、各市町村からの報告に基づき、対象者へ奨学金を支給し、図書カード等を贈呈しています。</p> <p>※ ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。</p> </p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>金額</th> <th>対象者（県内に住所を有する交通遺児等）</th> <th>実施時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">奨学金の支給</td> <td>40,000円</td> <td>小・中学生</td> <td rowspan="6">7月</td> <td rowspan="6">口座振込</td> </tr> <tr> <td>50,000円</td> <td>高校生</td> </tr> <tr> <td>70,000円</td> <td>小学校入学予定者</td> </tr> <tr> <td>100,000円</td> <td>中学校入学予定者</td> </tr> <tr> <td>150,000円</td> <td>中学校卒業予定者</td> </tr> <tr> <td>150,000円</td> <td>高校卒業予定者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">図書カードの贈呈</td> <td>5,000円分</td> <td>小学生</td> <td rowspan="6">12月</td> <td rowspan="6">各家庭に郵送</td> </tr> <tr> <td>7,000円分</td> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>10,000円分</td> <td>高校生</td> </tr> <tr> <td>5,000円分</td> <td>小学校入学予定者</td> </tr> <tr> <td>10,000円分</td> <td>中学校入学予定者</td> </tr> <tr> <td>30,000円分</td> <td>中学校卒業予定者</td> </tr> <tr> <td>旅行クーポン券の贈呈</td> <td>50,000円分</td> <td>小学4年生及び中学2年生の世帯</td> <td>7月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 事業内容 | 金額 | 対象者（県内に住所を有する交通遺児等） | 実施時期 | 備考 | 奨学金の支給 | 40,000円 | 小・中学生 | 7月 | 口座振込 | 50,000円 | 高校生 | 70,000円 | 小学校入学予定者 | 100,000円 | 中学校入学予定者 | 150,000円 | 中学校卒業予定者 | 150,000円 | 高校卒業予定者 | 図書カードの贈呈 | 5,000円分 | 小学生 | 12月 | 各家庭に郵送 | 7,000円分 | 中学生 | 10,000円分 | 高校生 | 5,000円分 | 小学校入学予定者 | 10,000円分 | 中学校入学予定者 | 30,000円分 | 中学校卒業予定者 | 旅行クーポン券の贈呈 | 50,000円分 | 小学4年生及び中学2年生の世帯 | 7月 | |
| 事業内容 | 金額 | 対象者（県内に住所を有する交通遺児等） | 実施時期 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奨学金の支給 | 40,000円 | 小・中学生 | 7月 | 口座振込 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 50,000円 | 高校生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 70,000円 | 小学校入学予定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 100,000円 | 中学校入学予定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 150,000円 | 中学校卒業予定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 150,000円 | 高校卒業予定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図書カードの贈呈 | 5,000円分 | 小学生 | 12月 | 各家庭に郵送 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7,000円分 | 中学生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,000円分 | 高校生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000円分 | 小学校入学予定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,000円分 | 中学校入学予定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30,000円分 | 中学校卒業予定者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅行クーポン券の贈呈 | 50,000円分 | 小学4年生及び中学2年生の世帯 | 7月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 実施機関 | ナスバ 独立行政法人自動車事故対策機構福島支所 住所 〒960-8031 福島市栄町7-33 福島トヨタビル 電話 024-522-6626（自動車事故対策機構へ直接申込みください。） ホームページ https://www.nasva.go.jp |
| <p>※ナスバ（NASVA）とは、独立行政法人自動車事故対策機構の英訳名（National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid）の略称です。</p> | |
| 制度名 | 交通遺児等貸付 |
| 貸付対象 | <p>自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方のお子様の健全な育成を図るために、中学校卒業までのお子様を対象に、育成資金の無利子貸付を行っています。</p> <p>重度の後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第一に定める介護を要する後遺障害又は同令別表第二に定める第1級～第3級に該当する後遺障害と同程度以上と認められる方で、生活状況が困窮している家庭に限ります。</p> |
| 貸付金額等 | はじめに一時金として155,000円、貸付期間中に毎月10,000円又は20,000円（どちらかを選択）、希望により小・中学校入学時に入学支度金として44,000円。（無利子） |
| 貸付期間 | 貸付けが決定した月から中学校を卒業する月まで |
| 返還方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ●返還の期限：貸付期間終了後から6か月又は1年の据置期間経過後20年以内。 ●返還方法：割賦（月賦、半年賦併用のうちから選択）による均等払いで返還。 ●返還の猶予：中学校卒業後、高等学校、大学等に進学される場合は、卒業までの返還を猶予します。 |
| 友の会のご案内 | 交通遺児などの健全な育成を図ることを目的として「独立行政法人自動車事故対策機構交通遺児友の会」（以下「友の会」という。）を設置して、交通遺児等貸付を利用されているご家族等の連帯感を高め、子どもたちの健やかな成長を支援しております。 |

※その他、生活資金の貸付もございますので、直接御相談ください。

○「不履行判決等貸付」

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付です。

○「後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付」

自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険（共済）金の請求から支払いがなされるまでの間にに対する貸付です。

○「保障金一部立替貸付」

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求している方で、保障金の支払いがなされるまでの間にに対する貸付です。

| | |
|------|---|
| 制度名 | 重度の後遺障害が残った方への介護料等の支給 |
| 支給対象 | <p>1 介護料の支給要件</p> <p>介護料は、自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態である方に支給します。</p> <p>○支給対象となる方</p> <p>(1) 自賠責保険等による後遺障害等級が次のとおり認定されている方</p> <p>○介護料の支給対象となる後遺障害等級</p> |

| 種別 | 平成14年4月1日以降の事故 | 平成14年3月31日以前の事故 |
|-----------|---|---|
| 最重度 | 特I種 常時要介護の方のうち、次の要件を満たす方 | |
| | 種別 要件 | |
| | 脳損傷 <ul style="list-style-type: none"> ○自力移動が不可能である ○自力摂食が不可能である ○屎尿失禁状態にある ○眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない ○声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である ○目を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である | |
| | 脊髄損傷 <ul style="list-style-type: none"> ○自力移動が不可能である ○自力摂食が不可能である ○屎尿失禁状態にある ○人工介添呼吸が必要な状態である | |
| 常時 要介護 | I種 自賠法施行令別表第一の等級が「第1級1号」 または「第1級2号」 | I種 改正前自賠法施行令別表の等級が「第1級3号」 または「第1級4号」 |
| 隨時 要介護 | II種 自賠法施行令別表第一の等級が「第2級1号」 または「第2級2号」 | II種 改正前自賠法施行令別表の等級が「第2級3号」 または「第2級4号」 |

注) 「自賠法」とは、「自動車損害賠償保障法」のことをいいます。

- (2) 自損事故等により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含みます。）のうち、次の要件の全てを満たす方は、当機構所定の重度後遺障害診断書による審査の後、受給資格を決定します。
- ア 上述の(1)と同程度の障害を受けたと認められる方
 - イ 事故後18か月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- (3) 平成12年12月以前に自賠責保険等において、後遺障害等級が「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方であって、高次脳機能障害を評価した介護料受給資格の認定を希望する方

| | |
|------|--|
| 支給金額 | 1 介護料 月額で支給します。 ただし、その月の介護に要した費用の負担額が上限額までの範囲内での支給額となります。 (1) 常時介護が必要な方で、「重度後遺障害診断書」により症状が最重度と認められた方 99,810 ~ 226,330円 (2) 上記(1)以外で常時介護が必要な方 85,390 ~ 177,950円 (3) 隨時の介護が必要な方 42,700 ~ 88,980円 2 短期入院（入所）費用の助成 |
|------|--|

| | |
|-------|--|
| | <p>受給資格を有する方（特Ⅰ種～Ⅱ種）が、治療及び養護を目的として病院等に短期間の入院を行ったり、介護を行う家族等のレスパイト等を目的として障害者支援施設等へ短期入所（ショートステイ）した場合（原則として、1回に入院・入所が2日以上14日以内、リハビリ目的での入院の場合、2日以上30日以内）には、室料差額負担金及び食事負担金に要する費用として自己負担した額について、1日当たり10,000円で換算した額を上限とした額に、入退院（所）時の患者様移送費に要する費用、入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額を加えた額について、年間45日以内かつ年間 450,000円以内の範囲内で支給します。</p> |
| 支給の制限 | <p>○介護料の支給の制限</p> <p>支給対象となる方が次のいずれかに該当する場合等には介護料は支給されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当機構が設置した療護施設に入院したとき (2) 他法令に基づく重度の障害を持つ方を収容することを目的とした施設に入所したとき (3) 他法令の規定による給付であって介護料に相当する給付を受けたとき等 (4) 病院又は診療所に入院したとき（ただし、家族による介護の事実がある場合を除く。） (5) 介護保険法の規定による介護給付を受けたとき (6) 支給対象となる方の主たる生計維持者に係る前年の合計所得金額が1,000万円を超えると認められるときは、その年の9月から翌年8月までの間は支給できません。 |
| 支給期間 | <p>1 申請受付のあった日の属する月から、支給資格を失った日の属する月まで。</p> <p>2 支払時期は毎年3・6・9・12月の4回で、3か月まとめて支給します。</p> |

| | |
|------|--|
| 療養施設 | <p>独立行政法人自動車事故対策機構 東北療護センター</p> <p>住所：〒982-0012 宮城県仙台市太白区長町南4-20-6 東北療護センター 医療ソーシャルワーカー</p> <p>電話：022-247-1171・FAX：022-247-3513 〔運営委託先：一般財団法人広南会 広南病院（仙台市太白区長町南4-20-1）〕</p> |
| 概 要 | <p>自動車事故による脳損傷によって重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする方のうち、入院の要件に該当する方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病床数 50床 ○同じ看護師が一人の入院患者様を継続して受け持つプライマリー・ナーシング方式の看護体制を導入しています。 ○入院については、直接東北療護センターにお問い合わせください。 |

| |
|---|
| <p>ナスバ 交通事故被害者ホットライン</p> <p>電話 0570-000738（土・日・祝日・年末年始を除く。） 10:00～12:00、13:00～16:00</p> <p>固定電話であれば、全国どこからでも3分約9円で通話できます。</p> <p>※一部IP電話からの場合は、03-6853-8002（通話料金は通常の通話と同じ）にお電話いただけます。</p> <p>他に、ホームページからメールでの相談も行っています。</p> <p>1 各種相談機関の窓口紹介</p> <p>交通事故の被害に遭われ、法律、金銭、介護など自動車事故に起因する悩みごとについて、どこに相談すればよいかお困りの皆様に対して各種相談窓口を紹介します。</p> <p>2 NASVAサービスのご案内</p> <p>交通遺児等への貸付（無利子）、介護料の支給及び療護施設等について案内します。</p> |
|---|

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
| 実施機関 | 公益財団法人 交通遺児育英会 住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1（平河町ビル3階） 電話：奨学課03-3556-0773・フリーダイヤル0120-521286 業務時間 9:00～17:30（休業日：土日祝、年末年始及び5月2日創立記念日） ホームページ https://www.kotsuiji.com/ | | | |
| 応募資格 | 保護者の方（主に父親か母親）が道路上の交通事故で亡くなられたか、又は後遺障害者（自賠法施行令別表第一および別表第二の第1級から第7級の障害、又は身体障害者福祉法の第1級から第4級の障害）になったため、働きず経済的に困っている家庭の子女で、高等学校以上の学校に在籍している生徒・学生であること。 | | | |
| 制度名 (奨学金の種類) | 高校・高専 奨学金等 | 専修学校・各種学校奨学金等 | 大学・短大 奨学金等 | 大学院 奨学金 |
| 貸与対象校 | 高等学校、高等専門学校（1～3年）、中等教育学校後期課程（定期制・通信制含む）、高等学校専攻科、特別支援学校高等部 | 専修学校専門課程、専修学校高等課程、専修学校専門課程と同等の各種学校、諸官庁設置校（大학교、職業能力開発校）、准看護師養成所（いずれも修業年限1年以上。いわゆる無認可校や予備校は対象外です。） | 大学、短期大学（通信制含む。）、高等専門学校（4、5年生） | 大学院（修士課程、博士課程、専門職学位課程） |
| 奨学金金額 | <月額> <ul style="list-style-type: none">・ 20,000円・ 30,000円・ 40,000円 から選択（うち一律10,000円は給付） | <月額> <ul style="list-style-type: none">○ 専修学校専門課程及び各種学校<ul style="list-style-type: none">・ 40,000円・ 50,000円・ 60,000円から選択（うち一律20,000円は給付）○ 専修学校高等課程<ul style="list-style-type: none">・ 20,000円・ 30,000円・ 40,000円から選択（うち一律10,000円は給付） | <月額> <ul style="list-style-type: none">・ 40,000円・ 50,000円・ 60,000円 から選択（うち一律20,000円は給付） | <月額> <ul style="list-style-type: none">・ 50,000円・ 80,000円・ 100,000円 から選択（うち一律20,000円は給付） |
| 入学一時金 (1年生入学後に希望者に貸与) | <貸与金額> <ul style="list-style-type: none">・ 200,000円・ 400,000円・ 600,000円 から選択 | <貸与金額> <ul style="list-style-type: none">○ 専修学校専門課程及び各種学校<ul style="list-style-type: none">・ 400,000円・ 600,000円・ 800,000円から選択○ 専修学校高等課程<ul style="list-style-type: none">・ 200,000円・ 400,000円・ 600,000円から選択 | <貸与金額> <ul style="list-style-type: none">・ 400,000円・ 600,000円・ 800,000円 から選択 | |
| 進学準備金 (高校奨学3年生の希望者に貸与・上記入学一時金の前倒し制度) | <貸与金額> 高校奨学生でかつ大学 ・ 専門学校奨学生予約申込者のうち希望者 ・ 400,000円 ・ 600,000円 ・ 800,000円から選択 | | | |
| 貸付利率 | 無利子 | | | |
| 返済期間・方法等 | 卒業後6か月据置き・20年以内割賦返済 | | | |
| 備考 | <p>※奨学生となった後に留年すると、原則として留年中は奨学金を停止します。</p> <p>※各貸与制度には、保護者の収入金額など制限があります。詳しくは各学校又は直接育英会奨学課にお問い合わせください。</p> <p>※補償金・保険金等の受取額は、選考基準に関係ありません。</p> <p>※総貸与期間は9年間、総貸与金額は812万円が限度で、貸与開始に年齢制限がありますので、詳しくは各学校又は直接育英会奨学課にお問い合わせ下さい。</p> <p>※外国からの留学生には貸与していません。</p> <p>※申込みについては、各学校又は直接育英会の奨学課へお問い合わせください。</p> | | | |

| | | | | | | | | |
|------------|---|---|--------------|--------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 実施機関 | 公益財団法人 交通遺児等育成基金 住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階 フリーダイヤル：0120-16-3611 電 話：03-5212-4511 FAX：03-5212-4512 ホームページ https://www.kotsuiji.or.jp | | | | | | | |
| 制度名 | 交通遺児育成基金事業、交通遺児等支援給付事業 | | | | | | | |
| 制度内容 | 公益財団法人交通遺児等育成基金は、自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援給付事業」の2つの事業を行い、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています。 | | | | | | | |
| 交通遺児育成基金事業 | 加入対象 | 国内で発生した自動車事故で亡くなられた方のお子様で、満16歳未満の方であれば、どなたでも加入できます。 | | | | | | |
| | 拠出金 | 損害賠償金などの中から、お子様1人当たり、加入年齢に応じて次の金額を、基金に払い込んでいただきます。 | | | | | | |
| | | 0~4歳 | 5歳 | 6歳 | 7~8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 |
| | | 7,000,000 | 6,650,000 | 6,300,000 | 5,950,000 | 5,600,000 | 5,250,000 | 4,850,000 |
| | | 12歳~12歳6か月未満 | 12歳6か月~13歳未満 | 13歳~13歳6か月未満 | | | | |
| | | 4,550,000 | 4,300,000 | 4,000,000 | | | | |
| | | 13歳6か月~14歳未満 | 14歳~14歳6か月未満 | 14歳6か月~15歳未満 | | | | |
| | | 3,700,000 | 3,400,000 | 3,100,000 | | | | |
| | | 15歳~15歳6か月未満 | 15歳6か月~16歳未満 | | | | | |
| | | 2,800,000 | 2,400,000 | | | | | |
| 育成給付金 | 加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じた次の月額の育成給付金が、3か月ごとにまとめて支給されます。 | | | | | | | |
| | | 0~6歳 | 6歳1か月~9歳 | 9歳1か月~12歳 | 12歳1か月~15歳 | 15歳1か月~18歳 | | |
| | | 32,000 | 40,000 | 45,000 | 55,000 | 70,000 | | |
| | 給付金総額 | 最終的に受け取る育成給付金の総額は、加入した時の年齢によって異なりますが、おおよそ次の金額になります。 | | | | | | |
| | | 年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| | | 総額 | 10,704,000 | 10,320,000 | 9,936,000 | 9,552,000 | 9,168,000 | 8,784,000 |
| | | 年齢 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 |
| | | 総額 | 7,920,000 | 7,440,000 | 6,960,000 | 6,420,000 | 5,880,000 | 5,340,000 |
| | | 年齢 | 13歳 | 13歳6か月 | 14歳 | 14歳6か月 | 15歳 | 15歳6か月 |
| | | 総額 | 4,680,000 | 4,350,000 | 4,020,000 | 3,690,000 | 3,360,000 | 2,940,000 |
| その他給付 | 育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満19歳に達したときの返還金はありません。 | | | | | | | |
| | | 育成給付金のほかに、お子様が満6歳、満12歳、満15歳に達し入学や就職をするときに橋本給付金として60,000円、毎年6月末日時点での加入のお子様に育成附加給付金として36,000円、満19歳に達して給付が終了するときに完了給付金として30,000円が給付されます。 | | | | | | |

| | | |
|-------------|--------|---|
| | 支給対象 | 義務教育終了前の交通遺児等を有するご家庭のうち特に生計の苦しいご家庭を対象にした「 ^{えつねん} 越年資金」、「入学支度金」等の支援給付事業（社会福祉事業）を行っています。 |
| 交通遺児等支援給付事業 | 越年資金 | 特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭に対し、その家庭が新年を迎えるに当たり生活資金を必要とする場合に支給するものです。 ○金額：お子様1人につき30,000円 |
| | 入学支度金 | 特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭に対し、お子様が小学校・中学校に入学する場合に入学準備のお祝いとして支給するものです。 (注) 育成基金加入者は申込みができません。(橋本給付金対象) ○金額：入学するお子様1人につき60,000円 |
| | 進学等支援金 | 特に生計困窮度が高い交通遺児等家庭に対し、お子様が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学又は就職する場合に激励として支給します。 (注) 育成基金加入者は申込みができません。(橋本給付金対象) ○金額：進学又は就職するお子様1人につき60,000円 |
| | 緊急時見舞金 | 特に生計困窮度の高い交通遺児等家庭に対し、見舞金として支給します。 1 交通遺児等又はその扶養者が死亡、又は交通重度後遺障害を被った場合 2 災害等により家屋等が甚大な被災をした場合 ○金額：1家庭につき100,000円（その他の被災は50,000円） |

■ 「橋本給付金」について

昭和55年8月、故橋本むつ氏より、交通遺児の健全育成のため、「交通遺児等育成基金」に3億円を御寄附された。

「交通遺児等育成基金」では、故橋本むつ氏の篤志を顕彰するため、故橋本むつ氏からの御寄附をもとに「橋本給付金」を設け、交通遺児に給付を行っている。

| | |
|--------------|---|
| 実施機関 | 一般財団法人 道路厚生会 住所：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル11階 電話：03-6674-1761（平日 9:30～12:00 13:00～17:00） ホームページ https://www.douro-kouseikai.org/ |
| 制度名 | 交通遺児修学資金支援事業 |
| 給付対象 | <p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的な理由から修学困難な高校生等に返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。また、修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付しています。</p> <p>なお、この修学資金は、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも、給付いたします。</p> <p>1 紹介対象者</p> <p>下記の学校に在学中のお子様を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高等学校 (2) 高等専門学校 (3) 特別支援学校（盲・聾・養護学校）の高等部 (4) 専修学校の高等課程 <p>※ 将来進学されるお子様については、給付対象者として登録させていただき、高等学校等進学時に給付手続きのご案内をさせていただきます。</p> <p>2 紹介額</p> <p>1人年間 396,000円</p> <p>※ただし、初年度の申請が年度途中の場合、初年度は月割額の給付となります。</p> <p>3 紹介期間</p> <p>申請のあった学年から卒業学年終了まで、最高3か年とします。</p> <p>4 卒業祝金</p> <p>当該修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業したお子様に、卒業祝金100,000円を給付いたします。</p> <p>5 申請に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 修学資金申込書（当法人所定様式） (2) 交通事故証明書（写） (3) 在学証明書 (4) 戸籍謄本（交通事故で亡くなられた方とお子様との親子関係を証明する書面） (5) 住民票（養育者と遺児の氏名が記載されているもの） (6) 経済状態を証する書面 <p>※詳しくは、電話又はホームページにてお問い合わせください。</p> <p>○電話 03-6674-1761（平日 9:30～12:00 13:00～17:00）</p> <p>○URL https://www.douro-kouseikai.org/</p> |
| 給付金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金：1学年につき396,000円（学年の途中に申し込まれる方は月割り） ・卒業祝い金：100,000円 |
| 給付時期 (期間) | 申込みのあった学年から第3学年終了まで年1回給付。（最高3か年） |

～年間重点事項～

◎特別重点事項「交通死亡事故の抑止」

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 子どもの交通事故防止
- 3 道路横断中の交通事故防止
- 4 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など
悪質・危険な運転の根絶
- 5 自転車利用時の交通ルールの遵守による
交通事故防止とヘルメット着用
- 6 全ての座席のシートベルトとチャイルド
シートの正しい着用の徹底
- 7 交差点・カーブ等における交通事故防止
- 8 ゆずりあい運転の実践

令和8年交通安全運動福島県推進要綱

令和8年1月発行

編集・発行 福島県 福島県交通対策協議会